

# 平田機工株式会社 受託分析サービス約款

## 第1条 (目的)

本約款は、平田機工株式会社（以下「当社」という。）が委託者であるお客様（以下「お客様」という。）から受託する分析、測定、解析または評価（以下「本サービス」という。）を提供するために必要なお客様と当社との基本的な事項を定めることを目的とします。

## 第2条 (適用)

お客様と当社は、本約款と本サービスに関する個別の契約（以下「個別契約」という。）に従って契約を履行するものとします。ただし、本約款と個別契約の定めに矛盾がある場合は、個別契約の定めが優先して適用されるものとします。

## 第3条 (個別契約の成立)

個別契約は、当社から提示したお見積書に基づきお客様が当社所定の注文書を提出し、これに対して当社が書面または電磁的方法で承諾したときに成立するものとします。

## 第4条 (支払)

お客様は、個別契約による別段の定めがない場合、第8条第3項に定める検収後、その翌月25日までに本サービスの委託料を当社の指定する口座に振込み支払うものとします。振込手数料は、お客様にご負担いただきます。

2 お客様は、委託料の支払いが遅延するおそれがあるときは速やかにその旨を当社に連絡し、双方で協議の上、対応を決定するものとします。

## 第5条 (機密保持)

当社は、お客様から機密である旨を明示した上で開示または提供された情報および試料（以下「機密情報」という。）について、お客様の事前の承諾を得ずに、これらを本サービス以外の目的に使用せず、かつこれを第三者には開示または漏洩しないものとします。ただし、次の各号に該当する情報はこの限りではありません。

- (1) お客様から機密情報の提供または開示を受けた際、既に自らが所有または取得していたもの。
- (2) お客様から機密情報の提供または開示を受けた際、既に公知公用であったもの。
- (3) お客様から機密情報の提供または開示を受けた後、自らの責によらないで公知または公用になったもの
- (4) 正当な権限を有する第三者から機密保持義務を負うことなく適法に入手したもの
- (5) お客様の機密情報に基づかず、独自に開発したもの

2 当社は、お客様が本サービスを申し込まれた事実について第三者に開示または漏洩しないものとします。

3 本条の各規定は、機密情報の開示の日または提供の日から3年が経過するまで有効といたします。

## 第6条 (情報、試料等の提供および取扱い)

お客様は、本サービスに必要な情報および本サービスの実施における安全衛生、環境保全、法令遵守対応等の留意すべき事項を示した資料（次の各号に定めるものを含みますがこれに限りません。以下「本資料等」という。）を無償で当社に提供するものとします。

- (1) 試料取扱い上の注意事項、法令等に基づく規制の適用有無その他試料に関する情報を記入する当社所定の書式（別紙を含みます。）
- (2) 試料が海外遺伝資源に該当する場合は、CBD<sup>①</sup>が定めるABS<sup>②</sup>に関する情報として、PIC<sup>③</sup>、MAT<sup>④</sup>、MTA<sup>⑤</sup>等を含むABS実施を証明する情報※注釈参照
- (3) 安全データシート
- (4) 「消防法」に定める事項を記載したイエローカード

(5) 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく添付文書およびインタビューフォーム

2 お客様は、次の各号のいずれかに該当する場合、本資料等をただちに修正または更新していただきます。なお、当社は、当該本資料等が修正または更新されるまで、本サービスの着手を延期することができ、または既に着手した本サービスを中断できるものとします。

- (1) 本資料等に誤り、不足または不具合が見つかった場合
- (2) 法令改正等により本資料等の更新が必要な場合

3 第2項に基づく本資料等の修正または更新が必要な場合において、お客様が修正または更新していただいた本資料等の内容を当社が再検討した結果、適正または適法に試料を取り扱うことができないと判断する場合があります。その場合は、当社は本サービスを中止し、個別契約を解約できるものとします。本項に基づき当社が本サービスを中止した場合、当社は既に受領した試料を第10条第3項に従い返却できるものとします。

4 お客様は、個別契約で定められた期日より遅れて情報、試料等を提供する場合は、速やかにその旨を当社に連絡し、双方で協議の上、納期などの契約条件を見直すものとします。

5 当社は、次の各号のいずれかに該当する試料については取扱いません。

- (1) 血液、臓器、細胞組織等の臨床検体
- (2) 抗うつ薬、抗不安薬、睡眠導入剤（睡眠薬）等の向精神薬
- (3) 麻薬、覚せい剤等の薬物
- (4) 感染性のあるウイルスまたは菌
- (5) 爆発物およびその原料
- (6) 有毒ガスおよび有毒ガスを発生するもの
- (7) 水銀、クロム、セレン等の重金属
- (8) 放射性物質
- (9) CBDが定めるABSルールに則らず国内導入された海外遺伝資源
- (10) 法令等の適用基準値を超えるもの

## 第7条 (Pocket Nose の貸与および管理)

当社は、お客様がPocket Noseのオプションサービスを選択された場合、お客様に対してPocket Nose（以下「本ユニット」という。）を貸与します。

2 お客様は、本ユニットを善良なる管理者の注意をもって適切に管理し、当社が提供する取扱説明書（以下「マニュアル」という。）に従って使用するものとします。

3 お客様は、本ユニットについて次の各号の行為を行ってはなりません。

- (1) マニュアルに従わない行為
- (2) 第三者への譲渡、転貸または担保の提供
- (3) 試料採取用途以外に使用する行為

4 お客様が故意または過失により本ユニットを毀損、汚損、紛失（盗難等を含む。）をした場合は、当社はおお客様に対して、本ユニットの修理費用または当社が定める本ユニット製品価格相当額を請求します。

5 本ユニットの返却予定日から7日を経過しても返却が確認できない場合、当社は本ユニットが紛失したものとみなし、前項第2号の規定を適用できるものとします。

## 第8条 (納品・報告)

当社は、個別契約で定められた期日までに、本サービスの報告書（以下「報告書」という。）を電磁的記録としてお客様に納品します。

2 報告書の納品は、当社指定のオンラインストレージにアップロードし、その旨をお客様に通知することによるものとします。

3 お客様は、前項の通知後、7日までにダウンロードした上で検

- 取するものとします。なお、7 暦日までに検収をしなかった場合は、当該通知時点をもって検収がなされたものとみなします。
- 4 報告書の所有権は、委託料の支払いをもってお客様に移転するものとします。
  - 5 報告書の納品後、記載内容の変更は原則としてできません。
  - 6 当社は、報告書および本資料等を納品後 3 年間保管します。
  - 7 報告書の追加発行については、原則として納品後 3 年以内に限り有料にて発行します。

#### 第 9 条（報告書提出期限の延長）

当社は、個別契約に定める期日までに報告書を納品できないと見込まれる場合、事前に遅延理由等を付してお客様に申し出をし、お客様の同意を得て期日を延長することができるものとします。

#### 第 10 条（情報、試料の返却等）

お客様および当社は、法令等を遵守するために機密情報の保管が必要な場合を除き、相手方が要求したときは、その指示に基づき、速やかに機密情報を返却、廃棄または消去しなければなりません。

- 2 前項の定めにかかわらず、当社は、お客様から提供を受けた試料（本項および次項において残試料を含みます。）を本サービス終了後廃棄するものとします。ただし、法令に基づく規制の適用がある試料は第 3 項に従い返却します。
- 3 第 6 条第 3 項もしくは前項に基づく試料の返却にかかる費用はお客様にご負担いただきます。お客様から、当社に対し、試料の返却に関わる「消防法」、「毒物及び劇物取締法」、「高圧ガス保安法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他の法令にもとづく試料の返却にあたっての対応事項その他必要なご指示をいただきます。当該法令の遵守については、当該法令に反しない範囲で、お客様が責任を負います。当該ご指示の内容を当社で検討した結果、当該ご指示の内容が不適切もしくは不十分、または当該ご指示の内容に従った対応が困難と判断した場合、お客様には当該試料をお客様のご責任および費用で引き取りいただきます。

#### 第 11 条（責任）

当社は、本サービスの遂行（報告書を含む。以下同じ。）およびその結果につき、個別契約で合意した方法に基づき本サービスを遂行することのみを保証し、本サービスの遂行および結果の利用が第三者の知的財産権に抵触しないことを含め、その他一切の保証をしません。

- 2 当社の責により報告書に契約不適合があった場合、当社はお客様と協議の上、検収日から 1 年以内に限り、次の各号のいずれかの対処をします。
  - (1) 当社の費用負担のもとに可能な範囲で本サービスの再実施を行う。
  - (2) お客様から支払われた委託料を限度としてお客様が被った損害を賠償します。

#### 第 12 条（免責）

次の各号のいずれかに該当する場合、当社は責任を負わないものとします。

- (1) 天災地変、疫病、戦争、暴動、内乱、法令の改廃制定、公権力による命令処分、輸送機関の事故その他当社の責に帰することのできない事由により本サービスの提供が遅滞し、または不能になった結果、お客様に損害が生じた場合。
  - (2) お客様が報告書を利用した結果、お客様または第三者に損害が生じた場合。
  - (3) お客様が本約款に反した結果、お客様または第三者に損害が生じた場合。
- 2 本サービスの遂行に起因して当社が負う損害賠償責任の範囲は、お客様が現実には被った通常かつ直接の損害に限られ、本サービスの委託料を上限とします。
  - 3 本サービスの実施に必要な費用（輸送費や利用環境の調達にかかる費用を含みます。）その他一切の費用は、お客様が負担するものとします。

- 4 お客様がマニュアルと異なる方法で捕集を行ったこと、または本ユニットを改造・改変等をしたことに起因して、分析不能または分析結果に誤差が生じた場合、当社はその責任を負わず、再分析の義務も負わないものとします。この場合でも、お客様は所定の分析費用を支払うものとします。

#### 第 13 条（解約）

お客様および当社は、やむを得ない事情により本サービスの提供が困難な事態に陥った場合、双方で協議の上で個別契約を変更または解約することができるものとします。

- 2 お客様は、お客様のご都合により本サービスを解約した場合、本サービスの解約までに当社が要した費用を、当社に支払うものとします。

#### 第 14 条（反社会的勢力との取引排除）

お客様は、当社に対し、次の各号を保証するものとします。なお、次の各号の一つに反することが判明した場合、催告その他の手続を要することなく、本約款にかかる個別契約を即時解約できるものとします。

- (1) 暴力団その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2) 反社会的勢力に協力、関与し、または資金等を提供していないこと。
- (3) 反社会的勢力を利用しない、または暴力的行為、詐術および脅迫的言辞を用いないこと。
- (4) 役員、実質的に経営を支配する者、親会社、子会社が前各号に該当しないこと。

#### 第 15 条（協議事項）

本約款に定めのない事項または本約款の各条項の解釈に疑義が生じた場合には、双方で誠意をもって協議の上、これを解決するものとします。

#### 第 16 条（準拠法および管轄裁判所）

本約款は、日本法に準拠し、紛争が生じた場合には、熊本地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第 17 条（有効期間）

本約款の有効期間は、第 3 条に定める個別契約成立の日から、検収日まで（第 13 条に基づく解約および第 14 条に基づく解除の場合は、解約または解除の意思表示をした日まで）とします。ただし、第 5 条、第 8 条第 5 項から第 7 項まで、第 12 条、第 13 条第 2 項および第 16 条の規定は、本約款の有効期間終了後も有効に存続します。

※注釈

- ①：生物の多様性に関する条約（Convention on Biological Diversity）
- ②：遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分（Access to genetic resources and Benefit-Sharing）
- ③：事前の情報に基づく同意（Prior Informed Consent）
- ④：相互に合意する条件（Mutually Agreed Terms）
- ⑤：素材移転契約：Material Transfer Agreements

以上  
制定日：2025 年 3 月 31 日  
改定日：2026 年 2 月 25 日